

令和2年度 医薬品副作用被害救済制度に係る記事広告業務に関する仕様書

1. 業務名

令和2年度 医薬品副作用被害救済制度に係る記事広告業務

2. 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という）健康被害救済部においては、国民及び医療関係者等に対して医薬品副作用被害救済制度（以下「救済制度」という）について、種々の媒体を用いた広報活動を実施してきており、今年度も10月～12月の間集中広報を実施しているところであるが、救済制度について医療関係者の認知度及び理解度をより一層高めること、さらに本年10月から運用を開始した救済制度に関する医療関係者向けのeラーニング講座の周知を図ることを目的として医療関連雑誌に記事広告を掲載する業務を委託するものである。

3. 業務の範囲及び内容

業務の範囲は、救済制度に係る医療関係雑誌への記事広告に関する事項とし、認知度向上等を目的とした効果的な記事を作成するとともに救済制度に関するeラーニング講座の周知を図るものとする。その内容詳細は以下のとおりとする。

(1) 記事の掲載時期について

(3) 実施内容に定める発売日に従う

(2) 訴求対象及び訴求内容について

医療関係者を訴求対象とすること。

医療関係者については、主たる訴求対象を医師とし、医療従事者（医療関係の学生含む）への救済制度広報を行うこと。さらに救済制度に関するeラーニング講座の周知を図るものとする。

(3) 実施内容

① 発行部数・発売日を考慮し、以下のとおり各媒体に記事を掲載すること。

日経メディカル（3/4 発売） 見開き2ページ（カラー）

メディカルトリビューン（3/10 発売） 全面広告（1ページ、カラー）

CLINIC BAMBOO（3/1 発売） 見開き2ページ（カラー）

CLINIC magazine（3/1 発売） 見開き2ページ（カラー）

レジデントノート（3/10 発売） 見開き2ページ（カラー）

- ② 記事内容については、制度の認知度向上及び制度理解度の充実などが得られる広報内容とすること。併せて救済制度に関する e ラーニング講座の周知を図る内容とすること。
- ③ 記事の作成は、PMDA ホームページの健康被害救済部の部分、医薬品副作用救済制度の特設サイト、医薬品副作用救済制度の e ラーニング講座等を元に医薬品副採用救済制度の概要について受託業者が作成する。最終的には受託業者作成した記事内容に元としたインタビューを PMDA 担当者が 1 回受け、(3) ①各誌に同一内容を掲載すること。ただし、各誌の広告掲載ルールやスペースにより一部改訂等は PMDA 担当者と都度協議し決定すること。記事内容については PMDA の了承を得た後、掲載雑誌に載せること。なお、図版等は PMDA の権利を有するものを使用すること。
- ④ 広報媒体として医療関係専門誌は (3) ①の媒体を使用すること。

4. 個人情報の管理・取扱いについて

本業務で取り扱う個人情報については、「個人情報保護法」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」（総管情第 85 号 平成 16 年 9 月 14 日発出）に基づいて管理を行うこと。

5. 著作権について

- (1) 正式に採用され、使用されたデザインに関しては本著作権に関する全ての著作権（著作権法第 21 条ないし第 28 条に定める権利を含む。）、使用権等、作品に係る一切の権利を、PMDA に譲渡するものとする。
- (2) 本著作権については、正当な権利を取得した第三者及びその他の指定する者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）を行使しないものとする。

6. 再委託について

- (1) 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこととし、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し承認を受けること。申請に当たっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成のうえ、PMDA に提出すること。また、受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告のうえ承認を受けること。
- (2) 受注者又は本業務の一部の委託を受けた業者（以下この項において「委託元業者」という。）から本業務に係る業務の一部を受けた業者は、当該業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託する業務の範囲及び再委託先等について、委託元業者を通

じ、受注者が取りまとめのうえ、PMDA に申請し承認を受けること。申請に当たって必要な書類及び手続き並びに本仕様書に定める責務については6.(1)に準拠する。

7. 秘密保持について

PMDA から提供する情報については、秘密保持契約の対象とする。

なお、本項目の詳細要件については秘密保持契約書に明記してあるので、受注者においては別途書類提出を求めることとする。

8. 納入成果物及び納入方法

- (1) 救済制度の広告を掲載した雑誌等の媒体については現物を5部
- (2) 本業務において製作した画像等のデータを記録したCD-R (又はDVD-R) 1枚
- (3) 業務完了報告書(紙媒体2部、電子媒体を記録したCD-R (又はDVD-R) 1枚
- (4) その他、実施内容に応じた成果物については、適宜、PMDA に進捗状況の報告を行うこと。また、納品に際しては、PMDA 担当者の指示により納品すること。

9. 納入期限

上記「8. 納入成果物及び納入方法」の(1)については雑誌掲載後1週間以内、(2)(4)については令和3年3月19日(金)、(3)については完成後1週間以内かつ令和3年3月19日(金)厳守。

10. 検収及び業務の完了

落札者からの業務完了報告書の提出後、PMDA 担当者による検収を受けること。納入成果物に不合格となるものが存在した場合、落札者の負担により是正した上で、再度、PMDA 担当者による検収を受けること。

PMDA 担当者による検収終了をもって、業務完了とする。

11. その他

- (1) 記事体広告の中身については機構と都度相談しながら業務遂行をしていくこと。
- (2) 仕様書にない事項又は仕様書について生じた疑義については、両者協議の上、解決するものとし、本業務の実施に当たっては、PMDA 担当者の指示に従い実施すること。

12. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課 近藤、大淵
電話：03-3506-9460 E-mail：kaitou●pmda.go.jp 「●を@ (半角)に変換してください。」